

## デザインの保護に関する裁判例の分析と 意匠法の改正について（中）



特許業務法人藤本パートナーズ  
副所長・弁理士 野村 慎一

### 第1 はじめに

平成29年7月、デザインによる我が国企業の競争力強化に向けた課題の整理とその対応策の検討を行うため、「産業競争力とデザインを考える研究会」が立ち上げられ、11回の開催を経て平成30年5月23日に報告書が取りまとめられた<sup>1</sup>。

この報告書では、①現行意匠制度においては、必ずしも画像デザイン等の新技術を活かした意匠、建築物の内外装のデザインをはじめとする空間デザインを十分に保護することができない、②現行の意匠制度上、関連意匠制度はデザインコンセプトの保護のためには不十分ではないかとの意見がある、③一貫したデザインコンセプトに基づく製品群の意匠を保護することでブランドを形成し、維持していくために存続期間の延長を求める声がある、④組物の意匠制度について、現状では、その対象が所定の組物に限られており、ユーザーが自由に物品を組み合わせることができない、⑤所定の要件に従った「意匠に係る物品」の欄の記載は手続き上の負担がある、複数意匠を一出願に含むことができる制度を望む声、図面の記載要件の緩和を望む声が寄せられている、といった意匠制度の課題や、今後の検討の必要性を記した「産業競争力の強化に資する今後の意匠制度の在り方」<sup>2</sup>が別冊として添付された。

これを受けて同年、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会（以下、小委員会）が5回開催され<sup>3</sup>、内田弁護士が執筆された先月号にあるように、特許法等の一部を改正する法律が2019年5月10日に成立し、画像デザイン及び建築物の外観・内装のデザインの保護拡充、関連意匠制度の拡充、存続期間の延長及び出願登録手続の簡素化等、意匠の実務に大きく影響する改正がなされた。

また、上記の小委員会と同時期に意匠審査基準ワーキンググループ（以下、審査基準ワーキング）が3回開催され<sup>4</sup>、法律改正を行わずにできる審査基準の改訂について議論が行われ、本年

1 <https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/kyousou-design/index.html>

2 [https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20180523001\\_02.pdf](https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20180523001_02.pdf)

3 [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho\\_shoi/index.html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/index.html)

4 [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho\\_wg/index.html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/index.html)

1月10日以降に審査される意匠登録出願、5月10日以降に審査される意匠登録出願に対して、段階的に改訂した審査基準が適用されている。

## 第2 法改正

### 1 意匠の定義について

現行の意匠法では、「意匠」とは物品の形状等と定義されているため<sup>5</sup>、画像デザインは物品の形状等の範囲内で保護が図られており、ネットワークを通じて提供される画像等のように、物品に記録されていない画像は保護の対象外とされている。また、「物品」とは市場で流通する有体物たる動産を意味するとされていることから、土地に定着した建築物等の不動産は物品と認められず、保護の対象外とされている。

今回の法改正では、個々の機器がネットワークでつながるIoTの普及、サーバーからネットワークを通じて個々の端末等に直接様々なサービスを提供するクラウドサービスが浸透している実情、諸外国での保護状況等に鑑みて<sup>6</sup>、物品に記録されていない画像（物品と切り離れた画像）と土地に定着した建築物の保護を行うべく、意匠の定義について改正が行われた。

#### 改正法 第2条1項

この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

※下線は筆者が追記。

### 2 画像デザインについて

#### (1) 現行法で保護される画像デザイン

現行の意匠法において、画像デザインは第2条1項、2項で保護が図られており、1項では、「物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること」が登録要件として課されており、例えば、図1に示すような意匠に係る物品の表示部に表示される画像デザインを表示画像として保護している。

2項では、「物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること」が登録要件として課されており、例えば、図2に示すような操作ボタン等の操作部を有する画像デザインを操作画像として保護している。

---

5 意匠法第2条 意匠とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの。

6 第10回意匠制度小委員会配布資料：産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて（案）